

## 鉄板などを置かないで

道路と車庫の段差解消のために置いている鉄板類は、雪ですぐに見えなくなります。道路にはみ出した鉄板類は、除雪車に飛ばされ、埠の破損事故を引き起こすなど大変危険です。冬期間は撤去してください。



## 道路に出ている樹木の枝切りをお願いします

歩行者や車両が通行する幅を確保するためには、除雪の際に道路の全幅と路面から4・5メートルの高さを確保する必要があります。道路にはみ出している樹木の枝は、通行の妨げや除雪作業の支障になるばかりでなく、枝に積もった雪が塊で落下する事故の原因にもなります。降雪前に樹木の状況を確認し、支障箇所の枝切りをお願いします。

消防本部警防課  
☎ 43-4151

問 消火栓や防火水槽は、皆さんの生命と財産を火災から守る大切な施設です。これらが雪で埋もれると、火災のときにすぐに使用できない恐れがありますので、お近くの消火栓周りの除雪にご協力ください。

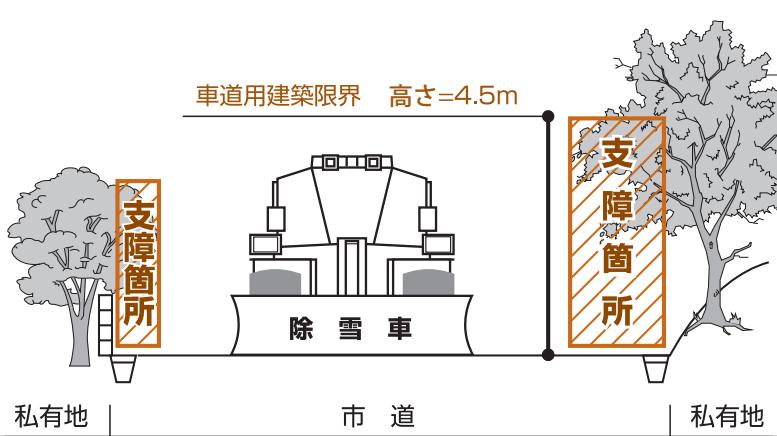
また、消火栓の破損などを発見したときは、消防署にご連絡ください。

## 消火栓・防火水槽周りの除雪にご協力ください

河川に大量の雪を捨てるとき、水をせき止めて堤防からふれさせる危険性があります。雪捨ては決められた場所(4、5ページに掲載)にお願いします。



## 河川に雪を捨てると洪水の危険



# 除雪作業を支援します

## 地域ふれあい除雪支援事業

間口(道路に面した出入り口部分)の除雪が困難な高齢者のみ世帯などに対し、各町内(常)会で間口除雪を行い、その費用を市が助成する制度が「地域ふれあい除雪支援事業」です。

対象はおおむね65歳以上の高齢者のみの世帯や身体障害者手帳1級・2級のみのかたの世帯ですが、除雪範囲や対象者などは、各町内の判断で実施できます。

申問 長寿課高齢者福祉係 ☎43-7056

## 除雪機を貸し出します

対象 町内会や住民組織、ボランティア団体  
期間 14日以内  
貸出条件 高齢者のみの世帯や身体障害者のみの世帯の除雪作業  
台数 3台(福祉事務所、比内・田代総合支所に各1台)  
貸出料 無料(燃料費等は自己負担)

申問 福祉課総務係 ☎42-8100

## ボランティア保険への加入補助

町内会や自治会で、除雪や雪下ろしなどのボランティア活動を実施する場合、危険が伴う作業をするかた(5人まで)の保険料を市で負担します。

申問 総務課総務係 ☎43-7025

## 高齢者向けの福祉除雪サービス

65歳以上の高齢者のみの世帯で、日常生活の援助が必要な市民税非課税世帯を対象に、自宅の出入り口から公道までを除雪します。費用は30分50円です。

※屋根の雪下ろし、雪捨ては行いません。

申問 長寿課高齢者福祉係 ☎43-7056

## 除雪ボランティア派遣と除雪機の貸し出し

除雪作業が困難な障害者や高齢者(75歳以上)のみの世帯や民生委員、町内会長、福祉員が必要と認めた世帯に除雪ボランティアを派遣します。



また、町内会やPTAなどが集団で除雪を行うときに、除雪機を貸し出します。

申問 社会福祉協議会 ☎42-8101